

大和町

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、新たな財政指標が導入されました。

地方自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）について、平成19年度決算から公表することが義務付けられました。

平成20年度決算からは、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になります。公表対象の比率は、次の5つです。

①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う町の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。（※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外のものを合計した会計であり、特別会計が地方公共団体ごとで不統一なものを、一定のルールのもとで統一した会計のことです。この法律では「一般会計等」という名称で呼ばれています。）

②連結実質赤字比率

町が持つ全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示すものです。

③実質公債費比率

当該年度における借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、公表される数値は当該年度以前3カ年度の比率を平均したものです。

④将来負担比率

町の一般会計等が保有する地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足を、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

◇大和町の平成27年度決算に基づく各種比率一覧◇

	大和町の比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	(14.15%)
②連結実質赤字比率	—	(19.15%)
③実質公債費比率	3.8%	(25.0%)
④将来負担比率	—	(350.0%)

備考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率は赤字がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表記しています。
- 2 () 内は大和町における早期健全化基準です。

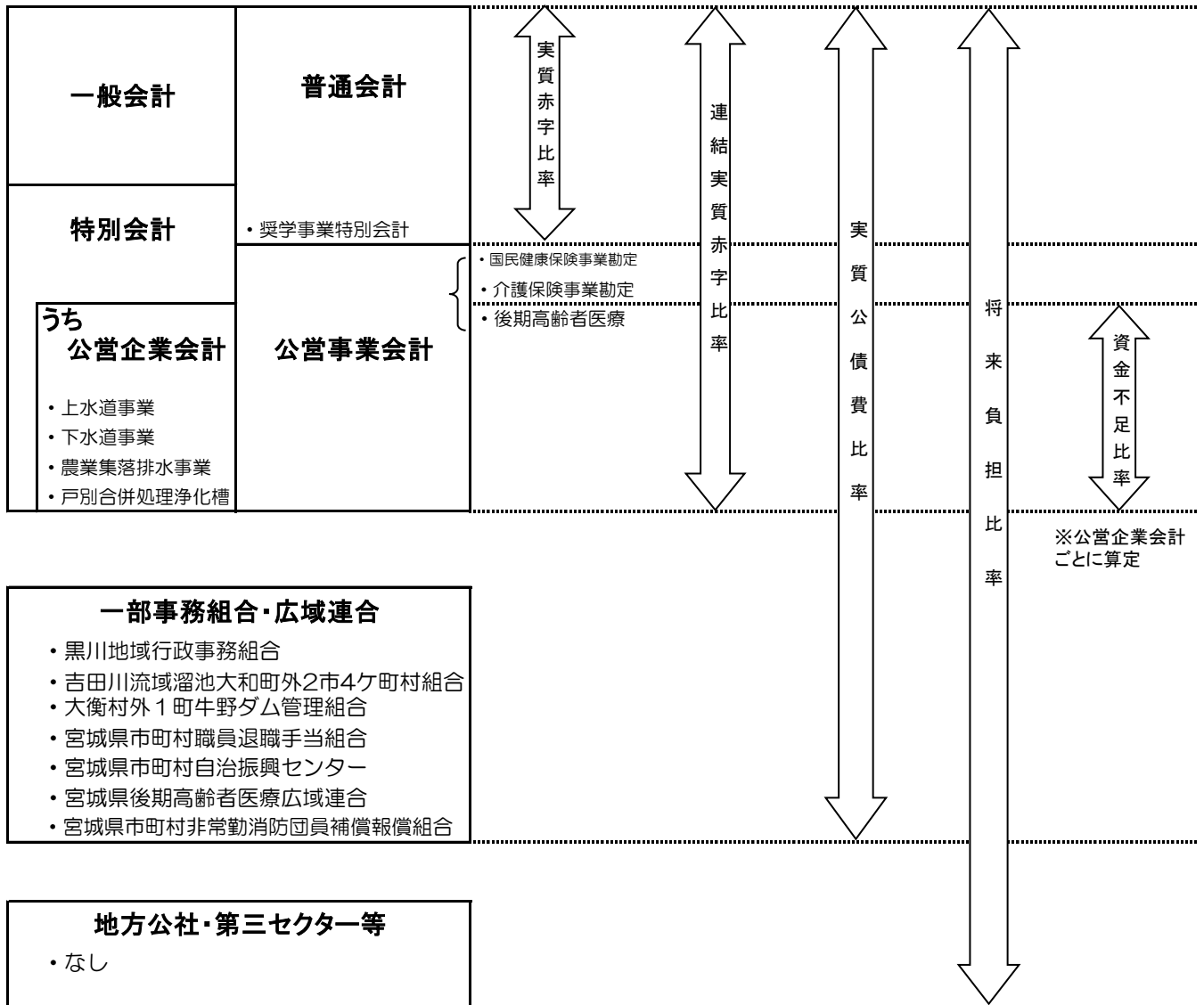
⑤資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20%) 赤字となっていない
下水道事業特別会計	— (20%) 赤字となっていない
農業集落排水事業特別会計	— (20%) 赤字となっていない
戸別合併処理浄化槽特別会計	— (20%) 赤字となっていない

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」と標記しています。
- 2 ()内は大和町における経営健全化基準です。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象について



お問い合わせ

財政課

電話 022-345-1114

FAX 022-345-4852

住 所 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木1番地の1

Eメール zaisei@town.taiwa.miyagi.jp